

3月号(522号)

警察官 K は、住居侵入および傷害事件の現行犯人として逮捕した被疑者 A が、逮捕される直前の逃走中に、ビデオカメラのマイクロ SD カードを嚥下したとの疑いを抱いた。そこで、下剤を投与して被告人に排泄させ、それにより同カードを差し押さえるべく、捜索差押許可状、身体検査令状および鑑定処分許可状の発付を受けて、被告人を病院に連行した。病院において、医師が CT 検査を実施したところ、マイクロ SD カード様の異物（以下、本件異物）を認めた。その後、何度も同様の令状に基づいて、A に下剤を服用させて排泄物を捜索するということが繰り返されたが、本件異物は腸内を移動こそすれ、排泄されず、公訴提起後も回盲弁付近に本件異物はとどまっていた。そこで、警察官 K は、医師の示唆も受けて、内視鏡を肛門に挿入して本件異物を取り出すための捜索差押許可状（「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」等の記載がある）、鑑定処分許可状および身体検査令状を請求し、発付を受けた。これら令状に基づき、前処置として下剤を服用させるなどして CT 検査をしたが、本件異物の位置に顕著な変化はなかった。そのため、医師が鎮痛剤を投与した上で、A の肛門に内視鏡を挿入し、肛門から約 80cm 侵入させて回盲弁に引っかかっていた本件異物を採取し、警察官 K がこれを差し押さえた。

被告人 A と弁護人は、公判において、上記の本件異物に係る証拠について、内視鏡検査による偶発症の発生リスクについての疎明・審査が不十分であり、内視鏡による採取という重大な違法行為により収集された証拠だとして、マイクロ SD カード内の画像に係る証拠の証拠調べ請求を却下するよう申し立てることを検討している。

弁護人および検察官は、それぞれどのように主張することができるか。

2月号 (521号)

被告人 A は、2022 年 7 月 26 日午後 9 時ころに甲町商店街において V に対して背後から暴行を加え、傷害を負わせた訴因で起訴された。A は犯人性を争う旨の意思を示した。裁判所はこの事件を公判前整理手続に付さずに審理することにした。

検察官は、2023 年 5 月 30 日の公判期日において、W1 に対して、検察側証人として主尋問を行った。W1 は、「7 月 26 日は天満宮の夏祭りだったので、当番であった巡回警備を行っていました。その際に、夜店を見に甲町商店街に行きました。夜 9 時過ぎに甲町商店街内のショップ乙の裏からうめき声が聞こえたので、見に行ったら、男性が 1 人倒れていました。そばにはやはり男性が 1 人立っていました。被告人 A でした。」と証言した。

これに対して、弁護人は反対尋問を行ったが、期待どおりの証言を得られなかった。そこで、弁護人は、検察官から任意開示を受けていた、2022 年 8 月 10 日付の①W1 の上申書の証拠調べを請求した。上申書では、「先日、7 月 26 日の件について、事情聴取の際にいろいろと申し上げましたが、その後、補足したいことがございましたので、書面にてご連絡申し上げます。… (略) …9 時過ぎに甲町商店街のショップ乙の裏手に行ったら、倒れている人とその近くで立っている人がいました。立っている人の顔は、知人の A だとは思えませんでした」という記述があった。

さらに、弁護人は 2022 年 8 月 1 日付の②司法警察員 K 作成の甲町商店街振興組合青年部長 W2 の供述録取書の証拠調べを請求した。当該録取書には、W2 の供述として、「7 月 26 日夜 8 時から 10 時の巡回警備の担当は 1 名であり、巡回に行ったのは B だった」と記載されていた。なお、当該録取書には W2 の署名押印が存在していた。

検察官はこれら各証拠について、不同意とする証拠意見を述べた。裁判所は下線部①を証拠として採用することはできるか。また、下線部②の証拠能力について、検察官と弁護人はそれぞれどのように主張することができるか。

1 月号 (520 号)

A は、職場において職務上のミスを繰り返していた V に対して、土下座による謝罪を求めてそのような行為を強要するとともに、命令に従わなければ左遷すると述べて V に業務と無関係な事務作業を行わせるなどの強要の事実で起訴された。被告人側は、強要の事実を争う旨を主張した。

検察官は 1 月 21 日の公判期日において V を証人として請求し、3 月 6 日の公判期日において V の尋問を行うことが決定された。検察官は V を公判期日に同行する旨を述べていたが、3 月 6 日当日には V が家を出ており、同行できなかつた (検察官または弁護人による証人の同行が期待できる場合は、刑事訴訟法 143 条の 2 による召喚を行わずに、同行により公判期日に証人を出頭させることも多い)。裁判所は、4 月 9 日に公判期日を変更する決定をした。検察官は、4 月 5 日、「4 月 2 日に V と打合せをしたが、V が体調不良で、4 月中旬に検査を受ける予定であり、出廷に耐え得るかが明らかでない」と理由を述べて、同月 9 日に変更された公判期日について更に変更を請求し、裁判所は、5 月 30 日に期日を変更する決定をした。しかし、5 月 28 日に、検察官は V と連絡がとれず、5 月 30 日に同行できるかどうか不透明だとして、公判期日の変更を請求した。これを受けて、裁判所は 6 月 30 日に公判期日を変更する旨の決定をした。6 月 1 日に検察官は V と連絡がとれたが、6 月 2 日以降、V が家出し、6 月 30 日も V を同行できなかつた。

検察官は、7 月 15 日の公判期日において、立証趣旨を①「被害者の所在不明の経緯、状況等」とする司法警察職員 K の作成した捜査報告書を証拠調べ請求するとともに、②V の被害事実を記載した検察官面前調書 (捜査段階で作成されたもの) について、立証趣旨を「被害者の被害状況、本件被害に至る経緯」として証拠調べを請求した。弁護人はいずれについても不同意意見を述べた。捜査報告書は、司法警察職員 K が V の実母等から聴取した内容等をまとめたものであり、V が実母方からの家出をこれまでに幾度も繰り返し、6 月 1 日に実母が泥酔保護を受けた V を居宅に引き取ったが、その翌日 6 月 2 日に V が自らの携帯電話を置いたまま家出をして、実母が 6 月 18 日に家出人捜索願を警察に出し、その後は所在不明となり、V 名義の新たな携帯電話利用契約も認められないという内容であった。

裁判所は下線部①を証拠として採用できるか。下線部①が証拠採用された場合、下線部②の証拠能力について、検察官と弁護人はそれぞれどのように主張することができるか。

12月号(519号)

Aは、2023年1月29日20時頃に甲市の自宅において配偶者Vの頭部に傷害を負わせたという傷害被告事件で、公訴提起された。傷害の結果、Vは事件前後の記憶の一部が欠落している状態に陥った。Aは捜査段階から、「事件当日は友人と食事をするために、甲市内の中華料理店乙に行っていたから、自宅にはいなかった。自分にはアリバイがある」と主張して犯人性を否認した。公判手続において、検察官は立証趣旨を「被告人が事件時に犯行現場に所在した事実」とした上で、Vの友人であるWを証人として取調べを請求した。証人Wは出廷して、検察官の主尋問において以下のとおり供述した。

検察官「あなたは1月29日、日曜日の14時頃に、被告人の妻Vさんとどこで会いましたか」

W「立川市の甲音楽教室で会いました」

検察官「なぜ甲音楽教室にあなたとVさんは一緒にいたのですか」

W「私もVさんも娘がいて、音楽教室に連れて行きました。音楽教室で子どもたちのレッスンが終わるまで、Vさんと立ち話をして待っていました」

検察官「どのような話をしましたか」

W「家庭や学校のことを話していました」

検察官「Vさんは夫Aについて話しましたか」

W「はい。Vさんは、『夫は19時頃に帰ってくるだろうから、今日もそれまでに帰らないと…』と話していました」

弁護人は下線部のWの供述は伝聞供述であることを理由として、異議を申し立てた。これに対して、検察官はどのような意見を述べることが考えられるか。弁護人はどのような反論を考えられるか。なお、伝聞例外については検討対象から除外する。

11 月号 (518 号)

A は、令和 5 年 8 月 30 日午後 8 時 30 分頃、A 方において息子 V (生後 6 か月) の頭部に暴行を加えて脳内出血等を生じさせたという傷害の事実で起訴された。A は犯人性を否認するとともに、弁護人は、A 方内にある大人用ベッドから落下した際に脳内出血が生じた可能性がある旨を主張した。

公判期日において、検察側証人として A の妻であり V の母親でもある W が出廷した。主尋問において、W は A と V とともに 3 人で暮らしていたことを供述した。さらに検察官が「被告人 A は V の面倒をみていましたか」と尋ねた。これに対して W は、「A は育児をしない人でした。V に対して、夜泣きがうるさいと言って、事件の 1 か月ほど前から、V が泣くと V の頭を小突いたり、背中を叩いたりしていたので、私が止めることもしばしばでした。A がこのようなことをやめようとしないので、私は A と離婚することを考えているくらいです」と証言した。

これに対して弁護人は、異議を申し立てて、上記証言は本件と関連性がないと主張した。裁判所に意見を求められた検察官は、上記証言の立証趣旨が「被告人が V に対して暴力を振るうことに抵抗感がなかった事実」であり、関連性があると答えた。

検察官はどのような考え方に依拠して、このような説明をしたと考えられるか。弁護人はこれに対してどのような反論が考えられるか。

10月号 (517号)

Aは、令和5年12月30日午前3時30分頃、甲市内の乙山の道路において、普通乗用自動車を運転し、時速約40ないし45kmで進行中、前方道路は、当時降雨中であって、アスファルト舗装の道路が湿潤し、車輪が滑走しやすい状況にあったから、不用意な制動措置をとることのないよう、あらかじめ減速して進行すべき注意義務があるのにこれを怠り、前記速度で進行した過失により、対向車を認め急制動して自車を道路右側部分に滑走侵入させ、折から対向してきたVの普通乗用自動車に自車を衝突させ、Vに傷害を負わせたという過失運転致傷（自動車運転致死傷5条）の訴因により検察官に起訴された。公判において、Aは事故当時、低気温で路面が一部分凍結してブラックアイスバーンの状態であり著しく滑走しやすい状況になっていたことを認識できず、減速すべき程度を把握できなかったとして、凍結状態を踏まえた上での減速すべき注意義務があったとはいえないと主張した。さらに、Aの弁護人は、当日事故地点が局所的にブラックアイスバーンだった可能性を具体的に立証するとともに、降雨とブラックアイスバーンとの間では、時速40kmから急ブレーキを踏んだときの制動距離の相違が70m以上あり、降雨であれば衝突は回避できた等と主張した。裁判所は、公判審理を経て、Aが主張するように路面が凍結していた可能性があるとしつつ、Aがそのことを認識していたとして、判決において「降雨のみならず路面凍結によって車輪が滑走しやすい状態にあり、減速義務があるのにそれに違反して訴因記載の態様の行為によりVに傷害を負わせた」として、罪となるべき事実を認定した。これに対して、弁護人はAの意向を受けて控訴することにした。

Aの弁護人は判決に至る手続について、どのような主張をすることが考えられるか。検察官はこれに対してどのような反論をなさうか。

9月号 (516号)

検察官は、甲および乙の2人が共同して居住する居宅にAが侵入した上で、甲と乙の2人を殺害した事件において、Aを①甲に対する殺人の事実と②乙に対する殺人の事実の2つの訴因による併合罪として公訴を提起した（併合罪の場合は、刑法47条により刑が加重される）。弁護人Bは、先輩の弁護士に公判前整理手続において次のような主張をすることを考えている旨を相談した。

「本件では住居侵入行為が殺害の手段として用いられており、甲および乙の殺人は住居侵入との牽連犯の関係にある。本件は、実態としては科刑上一罪として刑法54条1項で処理すべき事案である。それにもかかわらず、検察官は処断刑を殊更に重くして被告人に不利益を与えるために、わざと住居侵入の起訴をせずに併合罪として起訴している。これは、いわゆる『かすがい現象』におけるかすがい外しであり、住居侵入の事実と2件の殺人の事実を踏まえて、検察官は科刑上一罪の牽連犯として起訴すべきであったので、違法な起訴であり、公訴を棄却すべきである。」

先輩の弁護士であるあなたは、弁護人に対して、刑事訴訟法上の問題についてどのようなコメントをすることが考えられるか。

8月号 (515号)

被疑者 A は、V に対する自動車運転過失致死および道路交通法上の救護義務違反の被疑事実で逮捕された。A は逮捕後の取調べにおいて、殺意をもって V を自動車で轢いたことを供述した。しかし、当番弁護士として弁護人になろうとする者である B と接見した後、A は殺意を否認し、黙秘するに至った。A が検察官 P に送致された後、検察官 P は A に対して取調べを継続したが、A は雑談には応じるものの、被疑事実については黙秘を継続した。そこで、①P は A に対して、「黙秘に転じたのは、弁護人のアドバイスか」「自動車運転過失致死と殺人だと自動車運転過失致死の方が刑は軽いということは弁護人から聞いたか」「わざと V を轢いたことは逮捕直後に弁護人に話したのか」「弁護人は、殺人で起訴されたら殺意を争うことを勧めたか」等と質問したところ、A はそれぞれ答えた。

A は殺人の事実で起訴された。公判期日の検察側の被告人質問において、A は殺意を否認する旨の供述をした。これに対して、検察官 P は A が逮捕直後は殺意をもって V を轢いた旨を述べたことを確認した。さらに、②P は A に対して、「当初殺人であることを示す供述をしたのに、弁護人と接見した後に黙秘に転じたのはなぜですか」と問うた。

問 1 下線部①の検察官の行為について、B が国家賠償請求訴訟を提起した場合、裁判所は刑訴法上違法と評価すべきか。

問 2 下線部②について、弁護人は法廷でどのような対応をすべきか。検察官はこれに対してどのような意見を述べる事が考えられるか。

7月号 (514号)

自治体イベントの実施において委託事業者として選定を受けるために公務員に贈賄したという被疑事実を理由として、甲社の取締役 A が逮捕された。逮捕後の取調べにおいて、弁護人の勧めを受けて、A は黙秘した。検察官は、A によって隠滅されうる証拠として甲社の関係者の供述を想定した上で、(1)A 自身のみならず、A の所属する甲社の社長 B 等が統制して甲社の構成員が口裏を合わせ、他の事件関係者に働きかけを行うなどして、A が被疑事実に関与していないことを示す虚偽の証拠をつくり出すと疑うに足りる相当な理由があること、(2)A が黙秘していること等を事情として挙げて、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由があるとして、勾留を請求した。

検察官はどのような考え方により、上記(1)(2)の事情を挙げたと考えられるか。これに対して、A の弁護人は、上記(1)(2)の事情について、どのような主張をすることが考えられるか。

6月号 (513号)

警察官 K らは、A に対して公道上で職務質問をしていたが、A は目が見開いた状態で感情の激しい起伏を示すなど覚醒剤使用者特有の症状を示すとともに、自らが所持する施錠された鞆の検査に抵抗した。また、K は、質問中に A が針の外された注射器をポケットから落としたことを確認した。A の覚醒剤自己使用および譲渡の犯歴を確認できたことも相まって、K らは A について覚醒剤自己使用の嫌疑を抱き、(i) 強制採尿令状および(ii) 差押対象物を注射器、取引メモ、覚醒剤小分け道具等とする被疑者の身体および所持品に対する搜索差押許可状を請求した。2 時間後に裁判官からの強制採尿令状と搜索差押許可状の発付を受けて、A に令状を提示して連行しようとしたところ、A は K らから逃げだした。A は逃げる過程で、B の戸建て住宅の庭へ、塀越しに鞆を投げ捨てた。K の部下は、直ちに B の住宅の庭に立ち入ろうと呼び鈴を押したが、B は不在だった。①K は B 宅の庭に立ち入り、鞆を取得した。鞆の錠を外して中を確認したところ、注射器の針、予備の注射器および取引先を記載したと思われるメモ帳等を発見し、鞆とともにこれらを差し押さえた。

さらに、A は近隣のアパートに駆け込み、その居室の 1 つの呼び鈴を押した上で、出てきた C に家に入れるよう求めて、当該居室の中に入った。K らはこの様子を目撃したため、当該居室に赴き、C 宅の中に逃走した者が隠れていることを知っている旨と、A に対する強制採尿令状が発付されている事実を告げて、K らを中に入れるよう C に求めた。しかし、C は「警察官を入れる理由はない」と述べて拒絶した。

②K らは C に扉を開けて話を聞くよう求めたところ、C は扉を開けたため、直ちに C の承諾を得ないまま居宅内に立ち入り、A を C の居宅外へと連れ出して、最寄りの病院へと連行した。採尿の結果、覚醒剤成分が検出された。

A の弁護人は、注射器の針等の各証拠物および覚醒剤成分の検出結果を記載した鑑定書の証拠能力を争うために、下線部①②の手續の適否についてどのような主張が考えられるか。それに対して、検察官からはどのような反論が考えられるか。

5月号 (512号)

警察官 K は、「A が居宅内で都道府県知事の許可なく大麻草を栽培して大麻草や大麻の種子を売買している」という嫌疑を抱いた。しかし、搜索差押許可状を裁判官に請求するにあたって、甲アパートの A の居宅に対して搜索を行うだけの嫌疑を十分に疎明できないと考えた。そこで、K は麻薬探知犬を連れて、アパートの A の居室の玄関前に赴いた。K 自身は、A の居室の玄関前でも何ら臭気を感じなかったが、同所で麻薬探知犬に臭気を確認させたところ、当該麻薬探知犬は、玄関前で大麻草の臭気を感じ取った旨の動作を行った。当該麻薬探知犬は、A の居室の隣の B 宅、C 宅ではそのような反応を示さなかった。以上の麻薬探知犬の臭気選別結果を K は捜査報告書として作成するとともに、これを含めてさらに収集した各種の情報に基づいて疎明資料を作成した。K はこれら疎明資料を用いて、搜索場所を甲アパートの A の居室、差押対象物を「大麻草およびその種子、その他大麻草の栽培に関係する一切の物件」として、大麻取締法違反を被疑事実とする搜索差押許可状を請求した。裁判官は、請求どおりの搜索場所および差押対象物を記載した搜索差押許可状を発付した。K が A の居宅において搜索差押えを執行したところ、大麻草の鉢植え 5 つおよび種子、乾燥させた大麻草の葉を発見したため、これらを差し押さえた。その後、A は大麻取締法違反で起訴された。

A の弁護人が大麻草等の証拠能力を争うために、下線部の手続の適否に関してどのような主張をすることが考えられるか。それに対して、検察官からはどのような反論が考えられるか。

4月号 (511号)

警察官 K は警邏中に、パチンコ店駐車場において、別の車両のナンバープレートを装着している不審車両を発見し、盗難車両の可能性や他の犯罪に使用された可能性があると考えた。そこで、当該車両の運転者に職務質問をするために、他の警察官とともに張り込んだところ、午後 4 時 20 分頃に、A が当該車両のドアロックを解錠した。そこで、K が A に近づいて話しかけたところ、A は突然走り出して隣接する畑に逃走した。K は追いかけて、A の腰のベルトをつかんだところで、A と K はバランスを崩して倒れ込んだ。別の警察官が A を起き上がらせるとともに、K は A の腰のベルトをつかんだまま A とともに駐車場に歩いて戻った。その後、K は駐車場において、A に人定事項の質問への回答と、A が所持していたバッグ等の所持品検査を求めたが、A はいずれも拒絶した。午後 4 時 35 分頃には、A は応援に来た警察官を含めて 5 名の警察官に取り囲まれた。この段階で、K は A の腰のベルトから手を放した。このとき、応援に来た警察官が A を見知っており、覚醒剤取締法違反の前科がある旨を K に伝えた。これに対して、A は所持していた携帯電話で複数名の知人に連絡した。

午後 4 時 50 分頃に、B が「A に呼び出された」と称して駐車場に現れたところ、A は所持していたバッグを「俺のじゃないけど、預かっていてくれ」と言いながら B に向かって投げたが、A から約 4m 先、B の手前約 1m の地面に落ちた。B は戸惑った様子で何も返事をしなかった。当該バッグを警察官らが拾い上げて、A の承諾を得ることなく、ファスナーが閉じていた当該バッグを開披した。K は当該バッグの中から、全ての内容物を 1 つひとつ取り出して確認した。その内容物の 1 つである未封緘の封筒の中を確認したところ、当該封筒の中に白色結晶状粉末入りの小袋が入っていたため、これを取り出して予試験を実施した。その結果、陽性反応が出たため覚醒剤であることが判明した。K は午後 5 時 30 分に、A を覚醒剤取締法違反（所持）の罪で現行犯人として逮捕し、当該覚醒剤を差し押さえた。

A の弁護人が覚醒剤の証拠能力を争うために、手続の適否についてどのような主張が考えられるか。それに対して検察官からどのような反論が考えられるか。